

特定中小企業者の認定

(中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項)

次の各要件に該当する場合には中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定が受けられます。

経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

第1号 連鎖倒産防止

民事再生、会社更生、破産などの法的手続に至った事業者であって、国が指定した事業者に対して、売掛債権などをお持ちの中小企業者が対象となります。

国が指定した事業者名については、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください、最新の内容をご確認ください。

第2号 事業活動の制限

国が指定した、生産量や販売の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接又は間接の取引関係にあって、売上等が一定程度減少している中小企業者が対象となります。

国が指定した事業活動の制限については、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください、最新の内容をご確認ください。

第3号 災害（業種・地域）

突発的に発生した災害などにより著しい影響が生じているとして国が指定した地域及び業種に属する中小企業者であって、売上等が一定程度減少している中小企業者が対象となります。

国が指定した災害などについては、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください、最新の内容をご確認ください。

第4号 災害（地域）

突発的に発生した災害などにより著しい影響が生じているとして国が指定した地域にある中小企業者であって、売上等が一定程度減少している中小企業者が対象となります。

国が指定した災害などについては、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください、最新の内容をご確認ください。

第5号 業種

全国的に業況が悪化しているとして国が指定した業種を営む中小企業者であって、売上等が一定程度減少している中小企業者が対象となります。

国が指定した業種については、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください、最新の内容をご確認ください。

●指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。

様式イ

(イ-①)：本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(イ-②)：本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(イ-③)：本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

●指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

▶▶▶ 様式□

（□-①）：本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（□-②）：本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（□-③）：本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

第 6 号 破綻金融機関等

経営破綻した金融機関と取引を行っていたことにより、借入が一定程度減少している中小企業者が対象となります。

国が指定した破綻金融機関については、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください、最新の内容をご確認ください。

第 7 号 金融機関の合理化に伴う金融取引の調整

国が指定した金融機関が合理化などを実施していることにより、借入が一定程度減少している中小企業者が対象となります。

国が指定した金融機関については、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください、最新の内容をご確認ください。

第 8 号 RCC への債権譲渡

金融機関から [RCC（整理回収機構）](#) に債権を譲渡された中小企業者であって、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、かつ適切な事業再生計画を作成し、また RCC に対する債務の返済条件の変更を受けている中小企業者が対象となります。

危機関連保証（中小企業信用保険法第 2 条第 6 項）【平成 30 年 4 月 1 日施行】

大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、実際に売上高等が減少している中小企業者であって、金融取引に支障を来しており、金融折り惹きの正常化を図るために資金調達を必要としている中小企業者が対象となります。